

## 農地法に基づく各種申請に係る押印廃止と本人確認について (令和5年4月1日受付分から)

世羅町農業委員会では、令和5年4月1日受付分から、農地法に基づく農地転用許可申請書等の押印を廃止し、各種申請手続きにおいて、本人確認をさせていただきます。

**【押印を廃止するにあたり、本人確認書類の提示又は写しの添付等が必要になります。】**

**【本人確認が必要な申請書等は、別紙「押印欄を廃止する農地法関係申請書」のとおりです。】**

※申請書等の受付（受理）は、本人確認が完了してからとなりますのでご注意ください。

※農業経営基盤促進法（利用権設定申出書等）は、これまで通り押印が必要です。

なお、これまでどおり押印された申請書を提出されても申請手続きに支障はありませんが、いずれの場合も本人確認が必要になりますので、ご注意ください。

### 【本人確認の方法について】

○申請人が窓口へ持参する場合、本人確認書類について次のいずれかの書類を提示してください。

※申請人が法人の場合、添付書類の法人登記事項証明書により確認します。

※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類及び委任状と申請者の本人確認書類の写しを添付してください。

※代理人が法人である場合、来庁者の本人確認書類に加え、来庁者と法人との関係を確認できる書類（例：法人名の記載された社員証や健康保険証 等）もご提示をお願いします。

### 《本人確認書類》

#### （1点のみの掲示で確認できるもの）

有効期限が定められたものについては、有効期限内である必要があります。

- ・マイナンバーカード・運転免許証 ・旅券（パスポート）
- ・在留カード又は特別永住者証明書 ・障害手帳、戦傷病者手帳
- ・その他官公署発行の顔写真付本人確認書類

#### （2点以上の掲示を確認に要するもの）

上記の書類をお持ちでない場合、下記の書類2点以上が必要になります。ただし、「氏名、生年月日」又は「氏名・住所」の組み合わせのいずれかが記載されたものになります。

- ・健康保険の被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証
- ・各種年金手帳、年金証書 ・その他これらに類するもの

### 【複数人による申請者等の本人確認について】

複数人の申請者等（農地法第3条、農地法第5条等）の場合、申請者全ての身分証明書等の表示が必要となります。（譲受人（借受人）、譲渡人（賃渡人）両者の本人確認が必要となります。）

窓口に来られない方の本人確認は、身分証明書等の写しをご持参ください。

本人確認をさせていただきます。

### 【窓口に来られない方の申請者等の本人確認について】

窓口に来られない方の申請書等の本人確認については、身分証明書の写しを申請書等とあわせ郵送等してください。本人確認をさせていただきます。

### 【注意事項】

- ・「委任状」・「同意書」・「誓約書」などについては、本人の意思による申請であることを署名または押印により担保する必要がありますので、自署又は記名押印を行ったものを提出してください。
- ・必要に応じて農業委員会等が申請者に対して電話等にて確認するため、申請人の連絡先の記載が必要です。